

【様式2】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	福祉推進部 生活福祉総務課
------	---------------

実施事案名	松山市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準については、生活保護法（昭和25年法律第144号）により、厚生労働省令を基準として各自治体が条例で定めることとされています。 令和6年8月30日に救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）（省令）が改正され、令和6年10月1日から施行されることに伴い、本市の上記基準を改正するため、条例を改正するものです。
策定根拠となる法令等	生活保護法（昭和25年法律第144号）第39条第1項及び第2項
政策等の案の関係資料	

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和6年11月22日（金）
------------	---------------